

# 史標 70

---

「史標」出版局  
2022年3月号

"SHIHYOU"70

2022 March (published 15th March)

ISSN 1345-0522

Editorial board: HAYASHI Mako, MORITA Ren

Laboratory of Architectural History

Creative Science and Engineering, Waseda University

O.D.A."SHIHYOU"publishing

Room 8F-10. Okubo 3-4-1, Shinjuku, Tokyo 169-8555

TEL: 03-5286-3275

FAX:03-3204-5486

Mail Address:shihyo@lah-waseda.jp

目次  
Contents

\* \* \* \* \*

【試訳】中国民家研究五十年	pp. 1-8
The research of Chinese folk house in the past fifty years	
	万長城、滕小涵、徐子、黄胤嘉、王群

1920年代後半～1940年代のフランス領インドシナにおける「歴史的記念物制度」	pp. 9-14
The Historic Monuments in the French Indochina in the late 1920s to 1940s	
	理工学術院総合研究所 研究員 黒岩千尋

\* \* \* \* \*

執筆者略歴、執筆後記	p.15
お知らせ	p.16

## 【試訳】中国民家研究五十年

The research of Chinese folk house in the past fifty years

原著者：陸元鼎<sup>注1)</sup>

翻訳：万長城、徐子、黄胤嘉、王群

校正：滕小涵

以下は、中国建築学会が発行する『建築学報』の2007年11号に掲載されていた「中国民居研究五十年」の試訳である。著者の陸元鼎先生は華南理工大学で教鞭を執り、生涯にわたり中国民家建築に関する著作を数多く執筆した。本文は中国の民家研究史を簡明にまとめ、中国民家と民家保存に関する研究史の全体像を反映する一文であり、今後の研究方向に多大な示唆を与えてくれるものである。

### はじめに

本論では、中国建国からの50年間における民家建築に関する学科の設立から、その後の発展、研究成果、学術交流及び、研究者の増加、研究理念と方法の拡張と実践など、民家研究の過程と成果について述べた。伝統民家の経験と技術及び（伝統民家の）建設活動に関する規則を整理することは、現代かつ民族的な特徴と地域的な特色をもつ新しい建築を建設するための重要な資料であることを指摘した。

中国での民家研究は、建国前と建国後の二つの時期に分けられる。建国までは民家研究の初期、つまり開拓期である。建国後の五十年間において、中国の民家研究は三つの段階に分けられる。第一段階は1950年代である。第二段階は1960年代で、中国の民家研究が全面的に展開されていた時期ではあったが、文化大革命のために一旦中止した。1979年、中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議の呼びかけに応じ、民家研究が第三段階に入り、旺盛な発展期を迎えた。

### 中国民家研究の開拓期

1930年代、中国建築史家である龍非了教授は河南省・陝西省・山西省等の窯洞<sup>注2)</sup>（ヤオトン）の考察調査を行い、その結果と当時の考古発掘資料に基づき、論文『穴居雑考』を完成した。1940年代、劉致平教授は雲南省の古民家を調査し、中国で初めて庶民の民家を研究対象とする学術論文『雲南一類印<sup>注3)</sup>』を執筆した。その後、彼は四川省各地で建築調査を行い、『四川住宅建築』を執筆した。当稿は、日中戦争のため刊行されず、1990年になってようやく発表され、『中国居住建築簡史——城市、住宅、園林』に収録された。

それと同時に、劉敦楨教授は1940年から1941年にかけて中国の雲南省・四川省・西康省<sup>注4)</sup>などの西南部の各地で、大量の古建築・古民家の考察調査を行い、中国の古建築研究において初めて民家を一つの建築類型とした学術論文『西南古建築調査概況』を完成した。

上記は、中国建築史の先学たちの民家研究に対する開拓と貢献である。彼らは先駆者として

若い世代の民家研究の良好な基礎を築いた。

## 建国後の中国民家研究の発展

### 第一段階 1950年代

1953年、南京工学院建築学科に勤める劉敦楨<sup>注5)</sup>教授は、古建築古民家に関する研究を基に、中国建築研究室を創立した。彼らはフィールドワークを通して、農村部にはたくさんの伝統的な住宅が完全な状態で保存されていることを明らかにした。建築技術的にも芸術的にも非常に豊かで特色のある住宅であった。1957年、劉敦楨教授は、平面構成から中国各地における伝統民家を考察し、民家研究初期において包括的な著作『中国住宅概況』を完成した。それ以前の中国古建築に関する研究は、宮殿・壇廟・陵墓、寺院などの大規模な官製建築が中心であったので、庶民の生活に関連する民家を軽視していた。フィールドワークにより、民家建築は種類が多く、民族的な特色が著しく、実用的な価値をもつことが確認された。当書の出版は民家建築の地位を高め、それによって民家建築が中国建築界で重視されるようになった。

### 第二段階 1960年代

本段階の民家研究には二つの特徴がある。一つ目は広範囲にわたる実測調査を行ったことである。この時期の民家調査と研究は中国の大部分の省、市と少数民族地区<sup>注6)</sup>に及んでいた。漢民族地区においては北京の四合院、黄土高原の窯洞、江浙地区<sup>注7)</sup>の水郷民家、客家の土楼<sup>注8)</sup>、南方の海岸部の民家、四川の山地民家など；少数民族地区においては雲貴<sup>注9)</sup>の山地民家、チベット高原の民家、新疆乾燥帯の民家及び、内モンゴル草原の民家等が調査対象として挙げられる。調査によって、農村部においての伝統的な民家は種類が多く、組み合わせが柔軟で、外観が美しいことが明らかになった。そして、その内外空間の配置が当地の気候や地理環境に適応している。これらの特徴が、実用性に大きな参考価値を持っている。調査に参加するチームは広分野にわたり、建築専攻の教師と学生のみならず、設計院の技術者、科学研究・文化財・文化機関の関係者も加わり、大規模な民家調査チームが結成された。

二つ目は調査研究の側面である。この段階では、資料、調査図面と写真を揃えることが調査方法の基準として初めて確定された。資料には年代、日常の使用状況、建築構造、構法と材料、内外空間、造形と装飾、内装などが含まれる。

中国建築科学研究院が編集した『浙江民居調査』をはじめとする本段階の成果は多いのである。『浙江民居調査』は、平原、水郷と山岳地帯にある浙江省の代表的な民家の種類と特徴、また材料・構法・空間・外観などの側面の技法と経験を体系的にまとめた、典型的な調査著書と言える。

1960年代北京科学会堂で行われた国際学術会議にて、『浙江民居調査』は中国建築界における研究成果として紹介された。特筆すべきことは、これが中国において初めて伝統民家研究の成果と経験を国外に示したことである。

しかし、この段階の問題点は、当時の研究の主旨に従い、現存していた民家建築の実測調査を行い、技術・手法を分析することにとどめたことである。それゆえ、当時の研究は、レイアウト・タイプ・構造材料の作法・内外空間・表現と構法にこだわり、伝統民家に現れる歴史背景・文化要素・気候地理など自然条件および生活・習慣・信仰などが建築に与えた影響には及んでいなかった。これは、単なる建築学分野の視線のみを反映した思想のためである。

### 第三段階 1980年代から現在まで

この段階では、中国文物学会伝統建築園林委員会伝統民居学術委員会と中国建築学会建築史学分会民居專業学術委員会が相次いで設立され、中国民家研究が計画的に、組織的に展開する時期に入った。

その成果は主に下記の5つである。

#### (一) 学術交流の強化と研究成果の共有範囲の拡大

港澳台を含める中国国内の研究者とアメリカ・日本・オーストラリア等外国の研究者との交流が深まった。

過去二十年間で、学術委員会は全国的な中国民家学術会議を十五回、海峡兩岸伝統民居理論(青年)学術会議を六回、中国民家国際学術ゼミナール大会を二回と民家シンポジウムを五回、主催または共催した。各学術会議の後に、『中国伝統民居与文化』七冊や、『民居史論与文化』、『中国客家民居与文化』、『中国伝統民居营造与技術』などの編集物(と論文集)を出版した。

中国建築工業出版社は中国の建築文化を発信するため、全国の民家研究者を動員して『中国民居叢書』を編集し、11巻出版した。清華大学の陳志華<sup>註10)</sup>教授らは台湾の漢声出版社と協力し、線装本叢書『村鎮<sup>註11)</sup>與郷土建築』を発行した。昆明理工大学は少数民族の民家に関するいくつかの研究著作を出版した。東南大学が出版した『徽州村落民居図集』、華南理工大学が出版した『中国民居建築(三卷本)』をはじめとして、各大学の建築学科は所在地区の民家調査を行い、民家に関する著作と図集を数多く出版した。各地の出版社も、専門的な著書だけでなく、一般に向けた教養書・写真集・画集など事例集を数多く出版した。

2001年年末まで、民家及び村鎮建築に関する著作は217冊、論文は912篇に達した。台湾、香港と海外で出版された中国民家著作には統計に数えられなかったものもある。大まかな統計によれば、2002年から2007年9月にかけて出版された民家に関する著作は約448冊あり、論文は1305編に達している。これらの書籍や雑誌は、メディアとして中国の伝統的な民家建築文化の伝播と交流に大きな役割を果たした。

#### (二) 民家研究者が年々増加

民家研究の基盤を築いた中国建築史先学に導かれ、この分野に身を投じる若い世代の研究者が増えつづけた。教師、建築家、構造家、文化財修復士のみならず、大勢の大学院生と学部生も参加していた。民家建築学術会議を通し、研究者らは民家に関する知識を共有し、学術の交流を深めた。例えば、二年ごとに開催された海峡兩岸伝統民居理論(青年)学術会議では、参加者と論文の数が増えたうえ、若い教師と大学院生が参加者の多くを占めた。彼らは各分野の研究手法を用い、民家研究における理念と研究方法に革新をもたらして、民家研究における新しい力になったと言える。

#### (三) 理念と研究方法の拡張

民家研究は単一分野の研究から多面的・多分野的な研究になった。つまり、単なる建築的研究から、社会学、歴史学、文化地理学、人類学、考古学、民族学、民俗学、言語学、気候学、美術学などの多分野を横断する総合的な研究になったのである。したがって、多面化した民家研究は、社会・文化・哲学と結びついた。それゆえに、民家建築の社会・歴史・人文のありさ

まとその芸術・技術の特色がしっかりと表されるようになった。

民家研究の範囲は、もはや個々の村と集落に止まらず、代わりに「民系」と呼ばれる地域にまで拡大した。民系は主に方言、生活様式と気質などによって区分される。民家研究は民系と結びついたことにより、民家の歴史をマクロな視点で認識することを可能にしたのみならず、異なる地域における民家建築の特徴と相違を明らかにした。そして、それは民家の変遷、分布状況、その発展と移住・定住、各地域の民家建築の相互影響の規則、などの解明を促した。さらに、民家建築の形成、営造とその経験、手法への理解が深まり、民族・地域特色のある新たな建築を創造することに大きな一助となった。

#### (四) 民家の理論研究の深化

この段階では民家建築に関する理論的研究の広さと深さが大幅に拡張し、形態と環境に結びついた。

民家の形態は社会形態と居住形態を含む。社会形態とは、民家の歴史、文化、信仰、習俗と観念等社会要素によって形成された社会の特徴である。一方で、居住形態とは、平面構成、構造方法、内外空間、建築造型によって形成された特徴である。

民家の類型は、民家の特徴を総合的に表すため、民家形態に関する研究における重要な部分ないし基盤である。この数年、各地の研究者が深く研究し、平面分類法・構造分類法・形象分類法・気候地理分類法・人文言語自然条件分類法・文化地理分類法など、様々な民家分類方法を考案した。民家の形成は文化・習俗などの社会条件と、気候・地理などの自然条件に影響される。また、職人によって設計され、建てられ、そして現地の材料とその職人ならではの技巧や経験が使われている。これらの要素は民家の設計と形成に深い影響をもたらした。ゆえに、民家の特徴とその分類方法は総合的である。

民家環境は自然環境、集落環境と内外空間環境を指す。その中で、自然環境は民家の形成と深く関係している。各地の気候、地理、地形及び材料の差異により、民家の平面構成、構造形式、外観と内外空間の設計手法が異なる。このような差異こそが、各地の民家において異なる特色が形成された要因なのである。また、各地民家が長い歴史の中で培ってきた技術（通風・断熱・防水・防湿・防風〈寒風・台風〉・防虫・耐震などに関する工法）と芸術的手法（山・水に合わせた設計法）は、今でも実用性を持ち、参考に値する。

民家建築の環境は、村落・集落・町のような「大環境」と、内庭（中国南部では天井と呼ばれる）・庭園のような「小環境」に分けられる。村落・集落・町という「大環境」に属する民家こそ、その特徴と全貌を表現できる。民家内部の空間配置は、部屋と内庭、内庭と庭園、そして室内と室外空間などの「小環境」の組み合わせによって生活感を醸し出している。

しかし、民家の営造に関する史料は少ない。技術は主に師弟関係により伝承される。伝承の形式としては実践と口伝などが挙げられる。職人の高齢化、多病と死亡によって技術伝承は中断される。したがって、職人の経験をまとめることは、伝統建築文化を伝承するために重要な仕事であり、伝統民家研究においても重要な課題である。しかし現在、各地の熟練職人の高齢化と希少化により、技術の伝承が途切れつつあるため、造営と設計方法について研究することはかなり難しい。

この数年、伝統建築・民家の造営体制・造営方式・材料の積算等の伝統技芸や方法に関する多数の研究論文を掲載した『古代園林技術』によって、民家研究は推進された。民家史は、民家理論研究における難問である。现阶段で中国民家史を編纂する条件は整っていないと言える。民家史を編纂するため、まずは各省・区にある実例の研究に基づいて、地域における民家建築の変遷・分類・発展・関係性・特徴の異同等を総括し、さらにそれを全国範囲に拡大しなければならない。

そのため、中国建築工業出版社と民居専門學術委員会は協働し、中国第十一次五カ年計画における重要な出版項目の一つとして、省・地区を基に新たな『中国民居建築叢書』18冊を編集した。当叢書では、あらゆる省・地区の民家建築における変遷・発展・類型・特徴などの理論や実践活動を明確に論じ、分析した。これは、省・地区レベルにおいて、民家研究をより深く掘り下げる理論的な探索と言える。

#### (五) 民家保存事業の展開

民家建築研究の目的は、科学技術研究と同じく、中国の現代化建設に応用し貢献することである。その目的を果たすには2つの方向性がある。一つ目は、農村地域における中国の社会主義新農村<sup>注12)</sup>の建設、二つ目は、都市地域における民族と地方の特色ある現代建築の建設である。

##### 1) 社会主義新農村を建設するための民家研究

新農村建設事業を推進するなか、伝統村鎮と民家は保存、改造または発展のうちのいずれかの局面を迎えるが、解体修理、移築保存、改修などの保存方法がまだ定式化されていない。

近年、中国で採用された伝統村鎮、民家に対する保存と再生方法は以下の4つである。

1つ目は、全体的な保存である。早期の安徽省黟県宏村と西遞村、後の江蘇省崑山市周莊鎮、雲南省麗江市大研鎮など昔のままの状態に保存された村落は保存と開発を経て観光事業と結びつき、保存事例の見本となった。

これらの村と民家群の全体的な保存・発展が成功した主な要因の一つは、真正性が実現されたことであり、すなわち歴史・文化・生活・環境がすべて保存された。人々が求めるのはオーセンティシティである。すなわちリアルな生活とそこにある建築と環境であり、作り上げた骨董品ではない。これらの村と民家群はいま観光地となり、文化体験とレジャーサービスを多くの人に提供している。村民も文化・保存に関する知識と経済利益を得て生活条件を改善することができた。ただ一部の村鎮を開発する際に、経済第一主義に偏りすぎ、管理が行き届かないなどの問題が生じた。

2つ目は再建という方法である。特に公共施設と資金が充実した大都市では、城中村<sup>注13)</sup>を改造する際によく採用されている。その狙いは旧市街地の環境を改善することにあるにも関わらず、解体して再建する方法は旧来の文化と歴史も根こそぎにされるのである。更に、保存事業を推進するため、住民の同意を得るには経済的な補償を含めて膨大なコストが必要になる。したがって、再建という方法は城中村の改造方法としては最善ではないといえる。

3つ目は廃墟となった古村落に対する改造である。改造方法は二つある。一つは、新しい都市計画に従い、商業施設、公共施設、住宅を主とした現代的な小型都市を目指し、順次改造していく方法である。



もう一つは、廃墟になっても昔の面影が残る村落において、伝統的な要素を受け継ぎながら改修を行う方法である。広州大学城の外にある練溪村は好例である。

練溪村には、昔の道の跡と民家・庭園など破損した建造物がいくつか残っていた。それに対する保存方法は、伝統的な雰囲気を保つことを前提として、道の跡と伝統民家・斎園とみられる道沿いの建物を修復することである。他の建物は、外観が伝統的な様式に従う前提で、現代的な機能に合わせて改修と整備が行われた。

4つ目は新旧の建築が混在する村鎮に対する改造である。昔の風情が薄くなった村鎮に対して改造を行う際に、伝統的な要素を継承することを強要するのは困難である。一方、それぞれの居住と商業における需要に応じる保存計画が望ましい。

伝統村鎮、民家の保存・改造・持続的な発展に関する事業はまだ模索中であり、決まったパターンはまだない。しかし進行中においては、注意すべきところがある。

①伝統的な村・街・民家建築とその文化に関する保存・改修と持続的な開発の重要性と緊急性を認識しなければならない。

②村民が享有すべき権利と利益を重視し、伝統的な村落と民家の保存・発展事業には必ず村民が参加できるようにする。

村鎮計画の主役や対象、土地の所属や資源の種類が異なるため、村鎮計画は村鎮によってそれぞれ異なる。なぜなら村鎮計画の主役は農村と農民であり、土地と建築は彼らの私有財産であるため、その取り壊し、改造と建設にかかる資金は主に農民に頼っているのである。村鎮の保存と発展計画に都市計画のノウハウを直接用いれば、必ず壁に突き当たる。また、農村地域における住宅などの建物は私有財産となるが、祠堂・会館・塾などは公有財産に属する。それらの建築の中には文化財建造物、古跡及び伝統的な建造物が含まれる。そのため、村鎮計画においては文化財保存政策のみならず、土地私有権にも関わっているため、住民参加がなければ、計画を立てても実施することが不可能である。

③保存・改修・発展の目的を明確にすること。

一部の村鎮において、住民自身がアパートを建てるという新たな試みが窺える。例えば、広東省南海区桂城夏西村では、老朽化による住宅問題を解決するため、住民たちは自発的に資金を集めてアパートを建てた。デベロッパーを介せず、融資から、設計会社と建設会社に依頼することまですべて住民自ら行った。このようなやり方には、以下のメリットがある。その1、デベロッパーが介入しないため、住宅は商品ではなく、住民の私有物となる。その2、土地が商品化されず、住民の家づくりの経済的負担が軽減された。その3、これは住民が主役となったことを示している。

村鎮における民家の保存と開発の主な目的は、住民の生活と住まいの質を改善することである。村鎮に残存する遺構においては、歴史的価値が認められる建物は文化財として保存される。その他、文化財に指定されない建物に対しては、住民が住居に対する実際の需要に応じて改修・改築することが認められる。結果としては、保存と開発とが両立できたと言える。

2) 現代的かつ民族と地域特色のある新しい建築を設計するための民家研究

中国の民家は各地に分布している。地域によって気候、地理条件、材料資源が異なる。さらに、

民族・地区によって風習・ライフスタイル・美意識が異なるため、中国の伝統的民家には際立つ民族的ないし地域的なアイデンティティーが現れる。

優れた伝統民家は歴史的・文化的・実用的・芸術的価値を持っている。民族的・地方的な特徴をもつ新しい建築を設計する際に、伝統民家は貴重な一次史料であり、その技術や手法などの経験を活かすために、伝統民家に関する研究は極めて重要である。

過去20年間、北京・黄山・蘇州・杭州などでの新しい建築・リゾート・集合住宅らにおいて、伝統的民家建築からの経験や手法が応用され、特色のある伝統的要素が練り上げられ、活用され、良い評判を得ている。その経験や手法は近年、成都、広州、中山、潮州などの地区に広がってきた。伝統民家の経験と技術を現代建築に用いることで、伝統民家建築の精粋を守り、その歴史的・文化的価値を発揮させるだけでなく、新しい建築の民族的な特徴と地域的特色を豊かにすることができる。

伝統民家に蓄積した経験や、その特徴を現代建築に活用する試みは効果が出始めたにもかかわらず、建築業界においては完全に認められたわけではない。一方、実験においては、新しい低層建築物や伝統式園林との結合はすでに効果が現れはじめ、ゆえに認められつつ広げられていた。しかし、大規模な建築物、特に各都市・町にあるティピカルあるいはシンボリックな建築においては、まだ認められていないのである。以上からわかるように、方向性は明確にされたものの、実践の道は困難で苦しい。

五十年来、民家研究は初歩的な成果を上げた。新興学科として出足が遅いが、中国の農業経済の発展・農村建設・農民の生活水準の向上と密接に関係していると同時に、民族的な特徴と地域的特色を備える新しい現代建築の設計とも関連している。それ故、民家研究は重要な課題である。伝統民家は、民間に根ざし、庶民に育てられ、豊かな歴史文化的価値と民族・地域的特色をもつ建築なのである。中国の民族・地域のアイデンティティーを表現する建築を新たに作り出すために、優れた伝統民家と地域的特色をもつ建築は大切な手本であり、貴重な財産でもある。私たちの使命は、たゆまず学術研究と交流を展開し、中国の豊かな歴史文化を発揚・宣伝するため、そして建築設計を繁栄させるために力を貢献することである。

< 訳者注 >

注1…陸元鼎(1929-)、華南理工大学教授。主な著書『中国美術全集・建築芸術編 民居建築』(2004)

注2…中国の華北、中原、西北地方などに見られる、切り立った壁面に掘って作る横穴式住居。(世界大百科事典 第2版)

注3…中国の民家建築様式の一つ。陝西、安徽、雲南などで流行っていた。母屋・その両端の部屋と入口に囲まれ、正方形の印章のような外観で、一般的に「一顆印」と呼ばれている。

注4…かつて存在していた省である。北は青海省、甘肅省、東は四川省、南は雲南省、ビルマ、インド、西はチベットに接した。

注5…劉敦楨(1897-1968)、中国建築史家。1921年東京高等工業学校(現東京工業大学)卒業。主な著書『中国住宅概説』(1957)、『蘇州古典園林』(1979)、『中国古代建築史』(1980)。

注6…中華人民共和国の現行制度下では、第一級行政区画として省、自治区、直轄市が、その下に位置する地級(地区級)行政単位として、地区、地級市、アイマク(盟)、自治州が、さらにその下の県級の行政単位として県、県級市、旗(ホシヨ一)が、さらにその下の行政単位として郷、ソムがある。

注7…安徽省南部、蘇州南部、上海、浙江省およびその周辺地域を指す。

注8…中国の福建省南西部の山岳地域に点在する版築建築。2008年、福建土楼が世界遺産に登録された。

注9…雲南と貴州を指す。

注10…陳志華（1929-），建築史学家。若い頃は主に外国建築史の研究を行い、1989年から文化財建造物保存及び郷土建築の研究に移った。

注11…村と鎮のこと。鎮は中国の行政区の一つ。一般的には県級の地方国家機関の所在地をいう。

注12…農村生産力の強化や農民の生活水準向上にとどまらず、農村における社会保障体制の整備、農村義務教育の無料化、衛生事業の発展、農村労働力の都市への移動・移住の促進、都市と農村との連携・統一、さらには農村基層の民主化や文化建設など、多様な内容を含んだものとなっている。

注13…中国で進行する都市化の過程でみられる特有の現象。1978年の改革開放政策から30数年が経過し、珠江デルタや長江デルタ、環渤海経済圏、直轄市、省都などの経済先進地域において急速に都市域が拡大する中で、既存の農村が都市の中に取り込まれ、周辺を高層ビルに囲まれた「都市の中の村落」となる。城中村が特に顕著にみられる都市として、北京、天津、重慶、上海、武漢、広州、深圳が挙げられる。

#### <参考文献>

- 1) 『穴居雑考』、劉非了、『中国营造学社彙刊』第五卷第一期、55-76頁、1934
- 2) 『雲南一顧印』、劉致平、『中国营造学社彙刊』第七卷第一期、63-94頁、1944
- 3) 『四川住宅建築』、劉致平、『中国居住建築簡史 - 城市、住宅、園林』劉致平著、王其明改訂、248-366頁、中国建筑工業出版社、1990
- 4) 『西南古建築調査概況』、劉敦楨、『劉敦楨建築史論著選集 - 1927-1997』劉叙傑編、111-130頁、中国建筑工業出版社、1997
- 5) 『中国住宅概説』、劉敦楨、建築工程出版社、1957、中国建筑工業出版社再版、1997
- 6) 「中国民居建築論著索引」『中国民居建築』、陸元鼎編、華南理工大学出版社、2003
- 7) 『華中理工大学建築学院民居資料統計』2007年9月（未刊行）

#### <翻訳・校正>

万長城，小岩正樹研究室，助手

滕小涵，小岩正樹研究室，博士2年

徐子，中谷礼仁研究室，博士2年

黄胤嘉，小岩正樹研究室，修士2年

王群，小岩正樹研究室，修士2年

#### <謝辞>

この場を借りて、ご協力をいただいた陸元鼎先生と陸琦先生に感謝の意を表します。

# 1920年代後半～1940年代のフランス領インドシナにおける「歴史的記念物制度」

The Historic Monuments in the French Indochina in the late 1920s to 1940s

小岩正樹研究室 研究員 黒岩千尋

## 1. はじめに：1880年代～1920年代前半の整理

フランス領インドシナにおける文化財保存理念の導入と制度化のプロセスについて、フランス本国との比較から、その性質の違いや特質を明らかにしようとしている<sup>注1)</sup>。フランスやフランス領インドシナでは、その黎明期に「歴史的記念物制度<sup>注2)</sup>」がつくられてきた。これは、歴史性・芸術性の観点から価値が認められる建造物や彫刻などを「歴史的記念物」（以下、記念物とも略す）に指定し、保護のための措置をとる（場合によっては土地の収用なども行う）ための制度である。

これまでに、フランスの1887年法<sup>注3)</sup>、それに対応するインドシナの1900年のアレテ<sup>注4)</sup>、1887年法を改正したフランスの1913年法<sup>注5)</sup>、それに対応するインドシナの1924年のデクレ<sup>注6)</sup>の4つの制度をメインに確認しながら、1880年代～1920年代のフランスとフランス領インドシナの動向を追ってきた。

制度の比較を通してわかってきたこととして、まず、インドシナでは本国に先行して、1925年に、記念物周辺に記念物と同等の効力をもつ「区域（zone/perimetre）」を設置できる制度が定められたことが挙げられる。フランスでの記念物周辺への保護区域の制度化は、景勝地への保護区域設置を定めた1930年法や、建造物への500m圏内規制を定めた1947年法を待たなければならない。さらに、アンコール遺跡群では独自に保護区域（*périmètres réservés*）を1911年から導入しており、インドシナにおける保護区域導入の先駆けとしてのアンコールの存在が確認された。

また、インドシナの1924年のデクレでは、記念物に対して「訪問税（*taxe de visite* = 入場料のようなもの）」を制定できること、その収益は記念物の新たなコレクション開拓や維持管理に割り当てられるよう、調査機関・フランス極東学院（EFEO）の予算に組み込むことが定められている。この「訪問税」はデクレの基礎となっている本国の1913年法には記載されていない事項であり、記念物の維持管理のための費用捻出という経営的側面が確認される。翌年1925年には、アンコールの主たる遺跡を「アンコール考古学公園」と称してその境界（*limites du Parc*）を「保護区域（*zone réservée*）」とすること、そして公園への入場料を徴収することが定められていることから、やはりアンコール遺跡群で先駆的に導入されていることが見てとれる。

このように、黎明期の「歴史的記念物制度」からは、インドシナで先行して導入した規定があったこと、それはとくにアンコール遺跡群で如実に出現していることが理解された。本稿では、1920年代後半～1930年代のインドシナでの「歴史的記念物制度」の流れを整理して、その後の動向を捉えていきたい。

## 2. 1920年代後半～1930年代のインドシナにおける「歴史的記念物制度」

本稿では、1924年のデクレ以降にインドシナで制定された「歴史的記念物制度」を扱っていくが、主に以下の2つの観点から関連する事項をまとめたい。

- ① 1924年のデクレ以降の「歴史的記念物」の指定状況と補助目録の導入
- ② 「保護区域」の設置状況と関連規制

また、本稿では詳細は省略するが、インドシナでは1937年に景勝地制度（＝歴史的、科学的、伝説的、またはピトレスクな特徴を有する天然記念物および遺跡の保護に関するデクレ<sup>注7)</sup>）が制定されている。同制度は本国では1930年に制定され<sup>注8)</sup>、歴史的記念物制度の自然景勝地への拡張と捉えられているが、インドシナでどのように受容され、どのような景勝地が指定されていったのかは興味深い。この制度の特質やその後の波及については、別稿に譲りたい。

## 3. 1924年のデクレ以降の「歴史的記念物」の指定状況と補助目録の導入

1924年のデクレは、1900年のアレテを大幅に補足・改訂したものであり、その結果インドシナでは歴史的記念物の指定が加速することとなる。デクレ公布の翌年1925年4月と5月に計1056件の遺跡や彫刻などの記念物が目録化され指定されたことはすでに述べてきた<sup>注1)</sup>。さらに、その後も1928年から1941年にかけて、それぞれ少数ずつではあるが複数回にわけて歴史的記念物が追加指定されている。（1940年～1941年にかけては仏印進駐により混乱状態であったことが想像されるが、1941年の指定はそれ以前に調査や目録化作業が行われていたとのことであろう。）

表1に、目録への1925年4月と5月の指定とその後の追加指定の状況を地域ごとにそれぞれまとめた。表題を「一般目録」としたのは、この目録は、1930年からは後述する「補助目録 (inventaire supplémentaire)」との区別化のために、「一般目録 (inventaire または liste générale)」と称されるようになる故である。

まず、特筆すべき点は、カンボジアでは追加の指定数が突出していることであろう。1930年に33件、1932年に38件、1935年に20件、1938年に19件の計110件が指定を受けている。目録には各記念物に関する場所や種別等の記述の最後に、指定の根拠となる調査報告などのリファレンスが明示されているが、カンボジアで追加指定された記念物の多くに、「Inventaire des Monuments du Cambodge, Supplement（＝カンボジアの遺跡目録追補）」との記述が確認される。当時の遺跡調査状況を参照したい。フランス極東学院が発行している『Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient（通称 BEFEO）』を確認すると、当時、考古局長（Chef du Service archéologique）をつとめていた H.Parmentier 氏が、1929年3月～7月にかけてカンボジア北東部を中心に踏査を行い「43件の新規発見を含む115件の遺跡を確認し、13件の新規発見を含む52グループの碑文を発見した<sup>注9)</sup>」という。とりわけ、Koh Ker 遺跡群を例にあげると、1925年の時点でもすでに記念物への指定は受けている（目録 No.256～258）ものの、この時点では、No.257：Pr. Pram および No.258：Pr. Neang Khmau を除い

た諸寺院は、No.256に Koh Ker に「数多くの遺跡」として、一括りにまとめられていた<sup>注10)</sup>。Parmentier 氏の調査では、より細かな目録作成がもくろまれたことが想像され、その結果、調査翌年の1930年のアレテにて、Prasat Kraham や Ang Khna などの各寺院が、記念物の指定を早々に受けたのである<sup>注11)</sup>。

また、それ以外にもそれまでの目録の見直しにより、他の遺跡群などに含まれていたものを、別個の記念物として事例を挙げると、1932年に追加指定を受けたNo.714のKapilapuraは、従前までは一般目録でAngkor Vatと同じNo.418に含まれていたが、別個に指定され直している<sup>注12)</sup>。このように、目録の追補だけでなく見直しについても、1940年代まで行われていたことが確認される。

表1 インドシナにおける「歴史的記念物」の一般目録への指定数（1924年のデクレ以降）

アレテ公布日	1925/4/15	1925/5/16	1928/6/1	1930/4/29	1932/10/1	1935/7/17	1938/2/24	1941/12/9
アンナン	-	185	3	5	5	1	1	1
コーチシナ	-	33	-	10	2	2	1	26
トンキン	7	89	-	6	6	2	13	3
カンボジア	-	670	-	33	38	20	19	-
ラオス	-	72	-	-	-	-	2	1
指定日計	7	1049	3	54	51	25	36	31

次に、1928年から1941年の歴史的記念物にまつわる動向で、もうひとつ特筆すべき点として、それまでに確認されなかった記念物の指定解除と「補助目録 (inventaire supplémentaire)」の導入が確認される。ともに1930年4月29日のアレテ以降に、記念物の追加指定と並行して、複数回の指定解除、補助目録の作成がなされている。「補助目録」がどのようなものであったのかを確認する前に、まずは指定解除に関して確認しておきたい。

表2に指定解除数を、地域ごとにそれぞれまとめた。解除された事例はそこまで多くはないものの、コーチシナを除いた各地域に存在している。1938年に2件が指定解除されたカンボジアを例にして確認すると、例えば、No.284のVat Prasatはレンガ祠堂が指定されていたが完全に崩壊していることから、No.746のPrei PrasatはすでにNo.720として指定されていた（つまりは二重指定であった）ことから<sup>注13)</sup>、指定解除されたことが推測される。目録の整理と再吟味を行った痕跡が垣間見えた。

最後に、「補助目録 (inventaire supplémentaire)」の導入についてまとめたい。「補助目録」とは、フランス本国の1913年法、フランス領インドシナの1924年のアレテで共通して出てくる言葉であり、歴史的記念物として「一般目録 (inventaire general)」へ「指定 (classé)」するほどではないが、保存が望ましい建造物などに対して、「補助目録」に「登録 (inscrit)」し、所有者は許可なしに改変することが制限される制度である。日本の文化財保護黎明期には、「古社寺保存法」に基づいて特別保護建造物を認定する優先順位を定めるために、伊東忠太らの建造物等級表が用いられたことがわかっているが<sup>注14)</sup>、フランスでは「一般」「補助」の2種類の目録を用いて優先度を定めたと理解することができる。西村幸夫氏はこれを「2層のリスト化」と称している<sup>注15)</sup>。フランス本国では1927年から補助目録が導入されたことがわかっているが<sup>注14)</sup>、インドシナでは1930年には最初の補助目録が作成されており、制度の成立後、割合

に早い段階で試行されたことがわかる。

一方、補助目録への登録数をまとめてみたところ（表3）、1940年代までにトンキンで8件、カンボジアで4件のみであることからわかるように、補助目録が活発に利用されたとは言い難く、あくまで記念物への指定が推し進められたことが推測される。

表2 インドシナにおける「歴史的記念物」の一般目録からの指定解除数

アレテ公布日	1930/4/29	1932/10/1	1935/7/17	1938/2/24	1941/9/12
アンナン	-1	-1	-	-	-
コーチシナ	-	-	-	-	-
トンキン	-9	-	-1	-1	-1
カンボジア	-	-	-	-2	-
ラオス	-	-1	-2	-2	-
解除日計	-10	-2	-3	-5	-1

表3 インドシナにおける「歴史的記念物」の補助目録への登録数

アレテ公布日	1930/4/29	1932/10/1
アンナン	-	-
コーチシナ	-	-
トンキン	8	-
カンボジア	-	4
ラオス	-	-
登録日計	8	4

上記の、追加指定、指定解除、補助目録への登録という複層化された目録化作業を通して、1920年代～1940年代にかけて最終的には、アンナンではNo.1～No.202の計202件、コーチシナではNo.1～No.74の計74件、トンキンではNo.1～No.120の計120件、カンボジアではNo.1～No.761の計761件、ラオスではNo.1～No.75の計75件が歴史的記念物の一般目録に指定され、トンキンで計8件、カンボジアで計4件が補助目録に登録された。

#### 4. 「保護区域」の設置状況と関連規制

序文でも述べたように、アンコール遺跡群では1911年から独自に「保護区域」が導入されていたが、それを追いかけるようにして、1925年の「保護国の歴史的記念物の指定、保全、保護に関するアレテ<sup>注16)</sup>」にて、インドシナ全体を対象に「保護区域」の導入規定が明文化された。具体的には、「総督のアレテにより記念碑や、古代遺跡、美術・考古品を含む群の周囲に区域 (zone) を設けること、特定の記念碑の周囲を規制する区域 (périmètre) を設けることができる。これらの区域 (zone/périmètre) は例外を除き、指定 (記念物) と同様の効力を受け<sup>注10)</sup>」(第一四条) との内容であるが、その後のインドシナの歴史的記念物に対する「保護区域」の設置状況を確認してみたい。

図1に、1925年のアレテを受けて設置された「保護区域」の一覧を示す。1940年代までの資料を確認し、現在までに個別に設置が確認できたのは4箇所のみ、カンボジアのアンコール考古学公園 (1925年)、アンナンのミーソン寺院群 (Mi-son / 1930年)、ポー・ナガル寺院 (Por Nagar<sup>注17)</sup> / 1932年)、トンキンのキン・チュー・パゴダ (Kinh Chu pagoda / 1930年) である。圧倒的にアンコール遺跡群での設置が早く、保護区域に関する規定が公布された約3ヶ月後の

ことであった。そもそも公園の設立主旨は遺跡の保存、維持管理、専門家による整備、アクセス改善等であったが、さらに保護区域はその公園の範囲と一致させて計画されている<sup>注18)</sup>。(その後、保護区域は改正され、1930年に公園の境界から周囲1kmの範囲となっている<sup>注11)</sup>。)

そのほかの地域での区域導入時の記述を見てみると、目的は遺跡周辺が置かれていた開発状況により主旨が少しずつ異なっていたようである。Mi-son 遺跡群では伐採・耕作の禁止(米作のみは許可されているが、住居や恒久的な建造物をつくらないことが条件)<sup>注11)</sup>、Por Nagar 寺院では建造物新築の制限<sup>注12)</sup>、Kinh Chu pagoda では、石灰岩層の山の麓にあることから採石の禁止<sup>注11)</sup>のためとされる。保護区域の範囲は、上述の理由から、一律に距離で規定するのではなく、独自に境界線を制定している。

記念物周辺の鉱山開発に関しては、1929年のアレテ<sup>注19)</sup>で、上記の遺跡群に限らず制限が定められている。具体的には、「歴史的記念物から200m未満の範囲では、フランス極東学院長および鉱山局長の意見を得て、行政長官の事前の許可を得なければ、鉱業の調査または開発を行ってはならない<sup>注20)</sup>」とのことである。当時の地勢を記述した書籍からは<sup>注21)</sup>、たしかに、インドシナ各地で鉱山が存在していたことが確認できる。

## 5. おわりに

以上、1920年代後半から1940年代の、歴史的記念物制度に関連した動向を確認してきた。それまでの制度導入黎明期から転じて、この時期には、調査研究がより進展し、すでに記念物に対しての見直しや目録への追加作業が主として行われていたこと、さらには、目録の複層化、記念物周辺に対する保護区域の設置など、制度そのものに対する再吟味とも捉えられる追加規定がなされたことが確認された。同時期には文化行政も徐々に整備されていったのであるが、別稿にてその過程と、それに伴って記念物と見做された遺跡群の保護実態を確認していきたい。

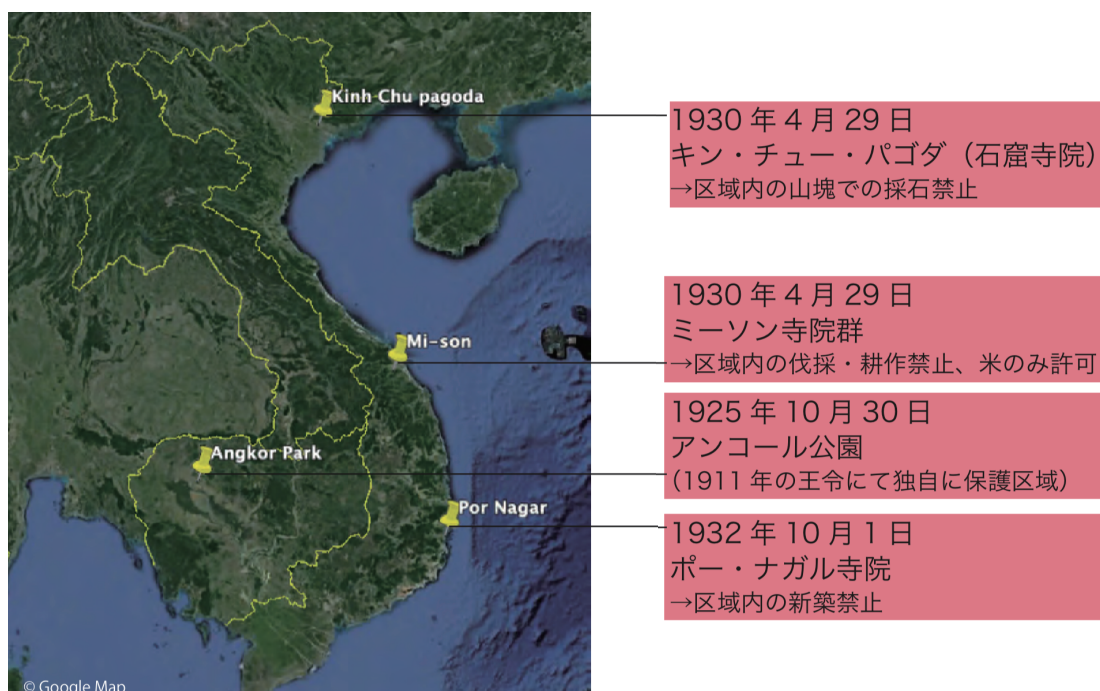


図1 「保護区域」が設置された遺跡とその時期・理由(Google Mapに筆者加筆)



## &lt;注釈&gt;

注1…黒岩千尋, 中川武, 小岩正樹: フランス領インドシナにおける歴史的記念物に関する制度と「アンコール考古学公園」創設の特質, 日本建築学会計画系論文集, Vol.87, No.791, 日本建築学会, 2022, pp.232-241. (DOI <https://doi.org/10.3130/ajja.87.232>)

注2…注3～注6にあげるとような「歴史的記念物 (monuments historiques)」に関連する制度一般を、この論文では「歴史的記念物制度」と総称する。

注3…正式には「Loi du 30 mars 1887 pour la conservation des monuments et objet d'art ayant un intérêt historique et artistique (歴史的・美術的価値を有する記念物と遺物の保存に関する 1887年3月30日法)」。

注4…正式には「Arrêté relatif à la conservation en Indo-Chine des monuments et objets ayant un intérêt historique ou artistique (インドシナの歴史的・美術的価値を有する記念物と遺物の保存に関するアレテ)」。

注5…正式には「Loi du 31 décembre 1913 sur les monuments historiques (歴史的記念物に関する 1913年12月31日法)」。

注6…正式には「Décret du 23 décembre 1924 portant règlement d'administration publique pour l'application de la loi du 31 décembre 1913 relative au classement et à la protection des monuments historiques (歴史的記念物の指定と保護に関する 1913年12月31日法適用の行政規則を定める 1924年12月23日のデクレ)」。

注7…正式には「Décret relatif à la protection des monuments naturels et des sites de caractère historique, scientifique, légendaire ou pittoresque des colonies, pays de protectorat et territoires sous-mandat relevant du Ministère des Colonies (植民地省の直轄植民地、保護国、保護領における、歴史的、科学的、伝説的、またはピトレスクな特徴を有する天然記念物および遺跡の保護に関するデクレ)」。

注8…正式には「Loi du 2 mai 1930 ayant pour objet de réorganiser la protection des monuments naturels et des sites de caractère artistique, historique, scientifique, légendaire ou pittoresque (芸術的、歴史的、科学的、伝説的、またはピトレスクな特徴を有する天然記念物および遺跡の保護を再編成する 1930年5月2日法)」。

注9…Chronique, Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 29, EFEO, 1929, pp.465-534.

注10…Documents administratifs, Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 26, 1926, pp. 525-688.

注11…Documents administratifs, Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 30, 1930, pp.229-245.

注12…Documents administratifs, Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 33, 1933, pp.563-575.

注13…Documents administratifs, Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 38, 1938, pp.493-510.

注14…清水重敦: 古社寺保存会草創期に作成された建造物等級表について, 日本建築学会計画系論文集, Vol.73, No.631, 日本建築学会, 2008, pp.2011-2016.

注15…西村幸夫: 都市保全計画, 東京大学出版会, 2004.

注16…正式には「Arrêté relatif au classement, à la conservation et à la protection des monuments historiques des pays de protectorat」。1925年7月11日にインドシナ総督により公布された。

注17…原文ママ。

注18…Documents administratifs, Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 25, 1925, pp. 625-628.

注19…正式には「Décret du 8 novembre 1929 relatif à la protection des monuments historiques (歴史的記念物の保護に関する 1929年11月8日のデクレ)」。

注20…Documents administratifs, Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient, Tome 29, 1929, pp.549-568.

注21…Eugène Teston, Maurice Percheron: L'Indochine moderne: encyclopédie administrative, touristique, artistique et économique, Librairie de France, 1931.

## &lt;謝辞&gt;

本研究は、2020年度大林財団研究助成事業（研究代表者：小岩正樹）、2021年度三島海雲記念財団学術研究奨励金・人文科学部門（採択者：黒岩千尋）の助成を得て実施したものである。記して謝意を表する。

## 後記・執筆者略歴

## Postscript

\* \* \* \* \*

★今回の翻訳活動のきっかけは、2020年中谷研究室の留学生達が中谷先生の「桂離宮の案内人」を中国語に翻訳したことです。チームで翻訳するにあたり、文章を数人に割り当て、週一のペースでお互いの翻訳文をチェックし合う仕組みが整っていました。中谷研元助手の余飛さんにこの仕組みを説明してもらった際に、この素晴らしい仕組みが是非続いてほしいと思いました。それで、中谷研と小岩研の留学生たちに声をかけてみたら、皆が喜んで参加してくれました。皆の日本語の論文執筆力を磨くために、日本語から中国語ではなく、中国語を日本語に翻訳することにしました。本文を選んだ理由については既に述べましたが、分かりやすく読みやすい文章にもかかわらず、一句のために30分ぐらい議論することもあり、とても熱かったです。留学生活が長かれ短かれ、一つの思い出を作るとともに、日中建築界の交流に少しでも力になればと思いました。

万長城

1985年生まれ / 中国山東省青島市出身 / 2020年4月より早稲田大学創造理工学部建築学科助手 /  
主な研究テーマ：『舜水朱氏談綺』について

藤小涵

1995年生まれ / 中国遼寧省大連市出身 / 2019年北京大學修士卒業 /  
2020年早稲田大学小岩正樹研究室博士後期課程入学 / 主な研究テーマ：中国古代住宅の構成形式について

徐子

1994年生まれ / 中国河北省唐山市出身 / 2020年中国中央美術學院修士卒業 /  
同年早稲田大学中谷礼仁研究室博士後期課程入学 / 主な研究テーマ：70年代日本におけるセルフビルド

黄胤嘉

1991年生まれ / 中国湖南省長沙市出身 / 2012年湖南工業大學学部卒業 /  
2020年早稲田大学小岩正樹研究室修士課程入学 / 主な研究テーマ：ベトナム阮朝の建築技術書について

王群

1996年生まれ / 中国山東省棗莊市出身 / 2016年同濟大學学部卒業 /  
2020年早稲田大学小岩正樹研究室修士課程入学 / 主な研究テーマ：日本近世民家について

★今年1月に発表した計画系論文集の続編（というより入りきらなかった部分）をまとめました。論文題名・DOIは、プロフィールの最後に記載しています。カンボジアが関心の中心にありますが、フランス領インドシナ全域へ視野を向けたことにより、当時のアンコール遺跡群に対するまなごしの強さのようなものが客観視されてきた気がします。また『史標』の場をお借りして、ほかの論文投稿では掲載できていない細部など、続きを書いています。

黒岩千尋

1991年生まれ / 2014年早稲田大学創造理工学部建築学科卒 / 2016年同大学院創造理工学研究科修了 /  
2019年同大学院博士後期課程単位取得退学 / 同年より同大学理工学術院総合研究所研究員 /  
主な論文：黒岩千尋, 中川武, 小岩正樹, フランス領インドシナにおける歴史的記念物に関する制度と「アンコール考古学公園」創設の特質, 日本建築学会計画系論文集, vol.87, No.791, pp.232-241, 2022年1月  
(DOI: <https://doi.org/10.3130/aija.87.232>)

## お知らせ Submission

### ○「史標」原稿募集規定

本誌への投稿を歓迎いたします。論文、報告、書評、人物紹介、随筆等、内容は自由。建築学以外の論考に関して可。以下の連絡先までご連絡いただければ、フォーマットテンプレートをお送りいたします。原則として、偶数ページにおさめることとし、図版には典拠、キャプションを付加してください。また、執筆後記(210文字以内)、略歴(124文字以内)のご送付もお願いいたします。

### ○質疑・討論原稿募集規定

載原稿に対する質疑や、討論の申し込みも受け付けております。ページ数は自由で、その他の原稿の形式に関しては上記のものと同一で構いません。提出期限は随時。多数のご質問・ご批評をお待ちしております。

### ○お問い合わせ

〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1  
早稲田大学理工学部55N号館8階10号室  
建築史研究室内「史標」出版局  
Tel. 03-5286-3275  
Fax. 03-3204-5486  
mail address : shihyo @ lah-waseda.jp

「史標」第70号

2022年3月号(3月15日発行)

編集：林真子、森田鍊

〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1  
早稲田大学理工学部55N号館8階10号室  
建築史研究室内「史標」出版局  
Tel. 03-5286-3275  
Fax. 03-3204-5486  
mail address : shihyo @ lah-waseda.jp

「史標」第 70 号 (2022 年 3 月号) 「史標」出版局発行